

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中之条町は、群馬県の北西部に位置し、新潟県・長野県との県境の町である。平成22年に旧六合村と合併し面積は439.28km<sup>2</sup>で、県内で4番目の大きさとなった。平成27年の国勢調査によると、人口が16,850人。年齢3階層別に人口割合を見ると、年少人口が10.2%、生産年齢人口が52.8%、老年人口が37%となっている。

産業構造は、第1次産業が10%、第2次産業が23.1%、第3次産業が67%となっており、観光業をメインとした宿泊業や卸売・小売業、飲食業が主な産業となっている。

令和元年の経済センサスによると町内の事業者数は956件の登録がある。町の中小企業施策としては、群馬県と連携した小口資金融資制度の実施、さらに貸付利子の一部を補助するなど経営の安定化を支援してきた。しかし人口減少や少子高齢化などの社会変化から事業者数は年々減少している。近年では、中小企業の事業継承等を目的とした補助事業や創業支援として創業支援事業計画に基づいた支援を実施している。

#### (2) 目標

町の経済基盤であり、地域の雇用確保のため中小企業の生産性向上を図る必要がある。商工会等関係機関と連携し、中小企業における先端設備等の導入を促進していきたいと考え、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

当町は、幅広い産業が町内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当町の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、多様な業種に携わる事業者がいるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において全ての業種・事業を対象とする。

ただし、当町は地域の賑わい及び雇用を創出する中小企業者等の生産性向上を重点支援対象としていることから、当町の区域内に本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所その他の当該中小企業者の従業員が日常的に企業活動に従事する建築物（当該中小企業者が当該建築物の全部又は一部を所有し、又は賃貸借するものに限る。）を有しない中小企業者等は、認定の対象としない。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から、5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

税等の滞納がある者は、対象としない。

景観条例、環境等に対する条例に配慮すること。

先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。